

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、本市における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため糸満市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 本市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 糸満市職員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (5) 一般社団法人沖縄県バス協会を代表する者
- (6) 住民又は利用者を代表する者
- (7) 沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (9) 道路管理者、沖縄県警察その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。

5 交通会議の会議は、委員の過半数(代理出席の者を含む。)が出席しなければ開くことができない。

6 交通会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員(代理出席の者を含む。)の3分の2以上の同意により決する。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

8 交通会議の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(現行)

(傍聴)

第6条 傍聴席で交通会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴人は、議場に入ることができない。

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 論議し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙しないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人が前項各号に違反するときは、会長はその行為を制止し、その命令に従わないときは、傍聴席から退場させることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第8条 委員が交通会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(幹事会)

第9条 交通会議は、協議内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(現行)

様式(第6条関係)

糸満市地域公共交通会議 傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		